

丹波地域都市計画区域マスタープラン

篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(素案)

令和 年 月

兵 庫 県

目次

第1	基本的事項	1
1	役割	1
2	対象区域	1
3	目標年次	2
4	地域の概況	2
	(1) 地勢	2
	(2) 土地利用	4
	(3) 人口・世帯数	4
	(4) 交通	5
第2	丹波地域の都市計画の目標等	6
1	都市計画の目標	6
	(1) 地域の魅力・強み	6
	(2) 地域の課題	6
	(3) 目指すべき都市構造	7
	(4) 都市づくりの重点テーマ	9
2	区域区分の決定の有無	11
3	都市づくりに関する方針	12
	(1) 土地利用に関する方針	12
	(2) 都市施設に関する方針	12
	(3) 市街地整備に関する方針	14
	(4) 防災に関する方針	14
	(5) 環境共生に関する方針	15
	(6) 景観形成に関する方針	16
	(7) 地域の活性化に関する方針	17
4	主要な都市施設の整備目標	18
	(1) 交通施設	18
	(2) 河川	18
参考)	現況図表	19
参考)	広域都市構造図	24
	用語解説	25

第1 基本的事項

1 役割

丹波地域都市計画区域マスタープランは、県の都市計画における方向性を示した「ひょうご都市計画基本方針¹」に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。

また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第82条に基づく「立地適正化計画」は、これに即して定められる。

2 対象区域

対象区域は、丹波篠山市及び丹波市の2市で構成される丹波地域に含まれる篠山都市計画区域及び丹波都市計画区域とする。

なお、本地域においては、都市計画区域外との関係にも配慮しつつ、広域的な地域の将来像及び都市計画の方向性を示す。

図1 対象区域



表1 丹波地域内の都市計画区域

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)
篠山都市計画区域	丹波篠山市	行政区域の一部	38,954
丹波都市計画区域	丹波市	行政区域の全域	61,471
合計			100,425

資料：令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）

3 目標年次

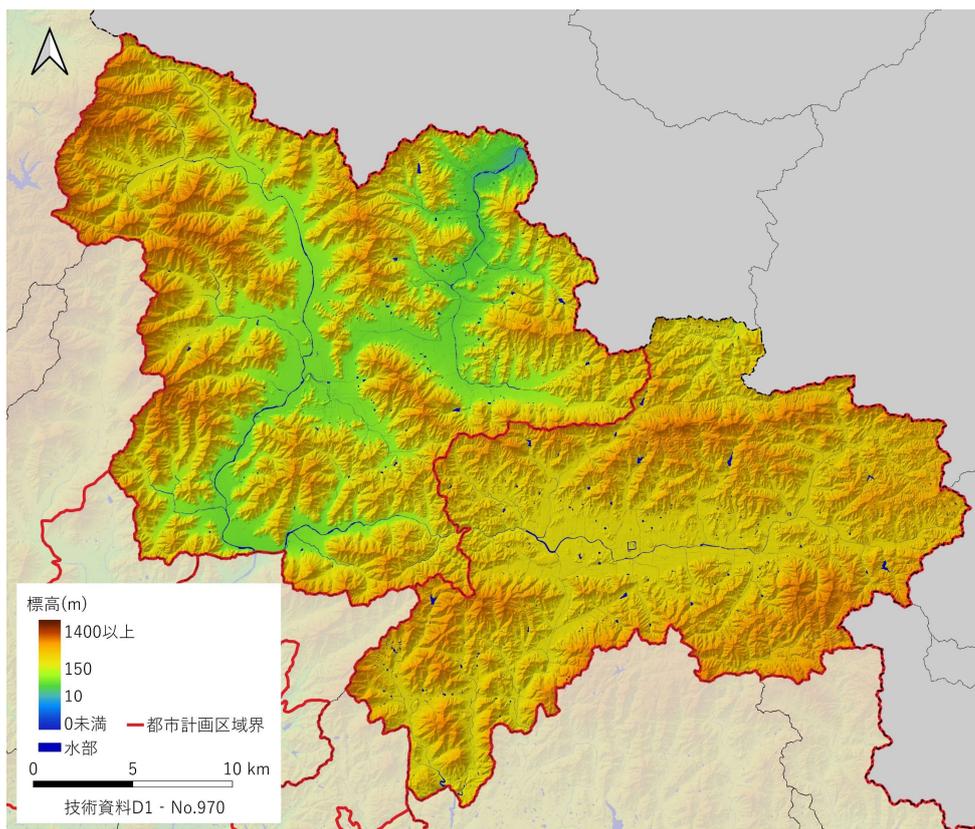
県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

4 地域の概況

(1) 地勢

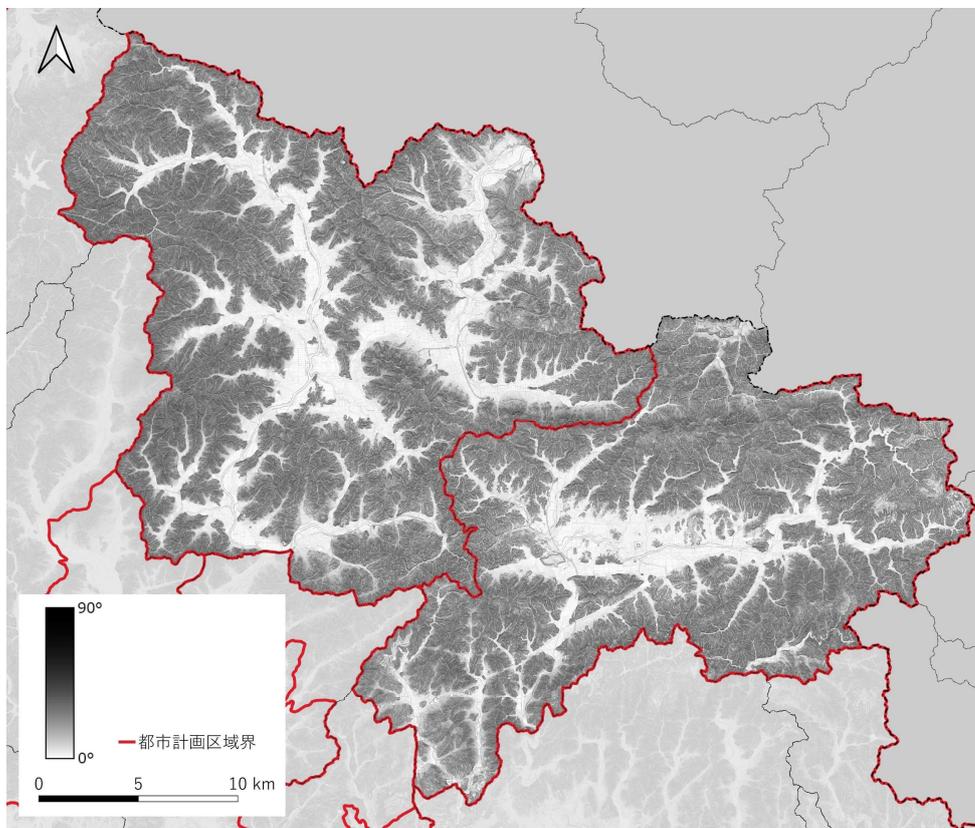
- ・ 県中東部に位置し、北から東は京都府、南は大阪府及び阪神・播磨東部地域、西は但馬地域に接する約871km²の地域である。（可住地面積²：約218km²、25%）
- ・ 海に面しておらず、山林が地域面積の75%を占め、加古川上流の氷上盆地と篠山川上流の篠山盆地、それを取り囲む山地森林が地形の骨格をなしている。盆地に流れ込む中小河川とその扇状地、独立丘が連続した入り組んだ地形となっている。
- ・ 本州で最も低い中央分水界（水分れ）を有する「氷上回廊」を通じて日本海側と太平洋側の生物が行き交う、生物多様性に富んだ地域である。
- ・ 気候は、内陸盆地の気候に属し、昼夜の寒暖差が大きく春や秋に深い霧（丹波霧、雲海）を生じる。

図2 地形（標高）



出典：国土地理院「デジタル標高地形図」

図3 地形（起伏）

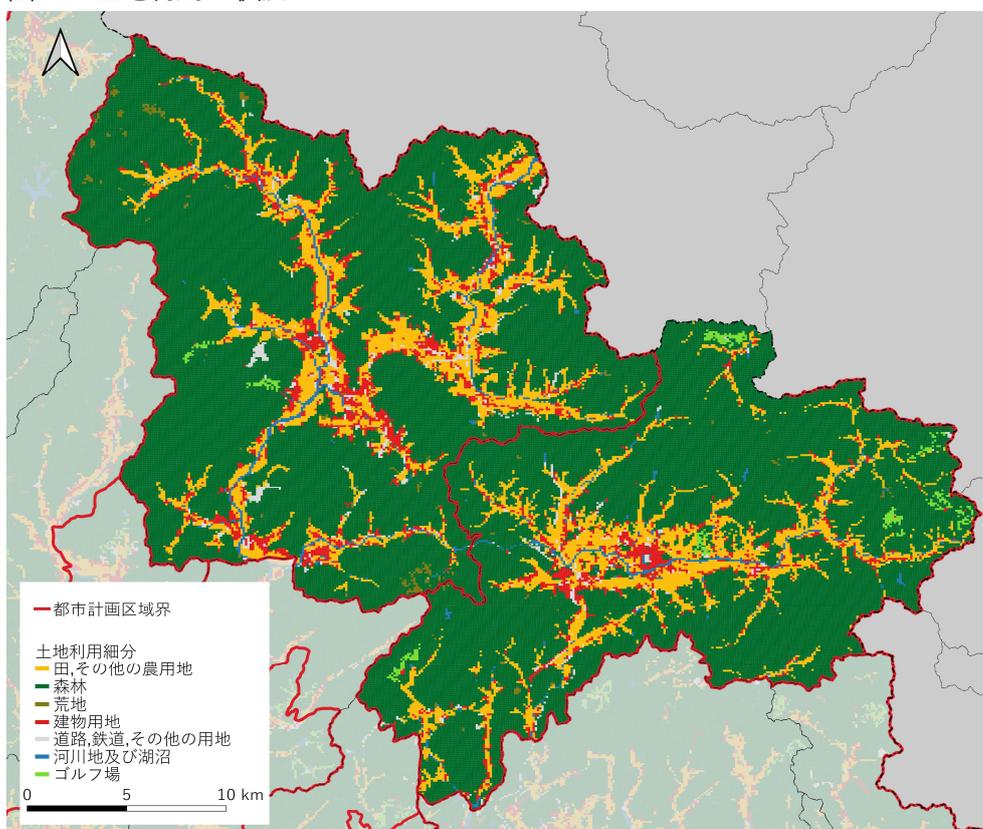


出典：国土地理院「傾斜量図」

(2) 土地利用

- ・2つの盆地とこれらに連続する谷底平野に山際まで農地が広がり、農業的土地利用を基本として市街地や集落が点在している。
- ・丹波篠山市域では篠山城跡周辺と篠山口駅周辺にまとまった市街地が形成されており、近年、これら市街地の周辺や幹線道路沿道で大型商業施設や住宅地の開発が進展している。
- ・丹波市域では旧氷上町の中心部、柏原駅周辺、黒井駅周辺等に市街地が形成されており、近年、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ付近から県立丹波医療センター付近の国道176号沿道で大型商業施設や沿道サービス施設等の開発が進展している。

図4 土地利用の状況



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（令和3年度）」

(3) 人口・世帯数

- ・人口は約10.1万人（県全体の約2%）、世帯数は約3.9万世帯（県全体の約2%）となっている。（令和2年）

(4) 交通

(鉄道)

- ・ JR福知山線により京阪神及び福知山方面に接続しており、谷川駅で連絡するJR加古川線により播磨方面に接続している。
- ・ JR福知山線は平成9年に篠山口駅以南が複線化され、利便性が向上している。

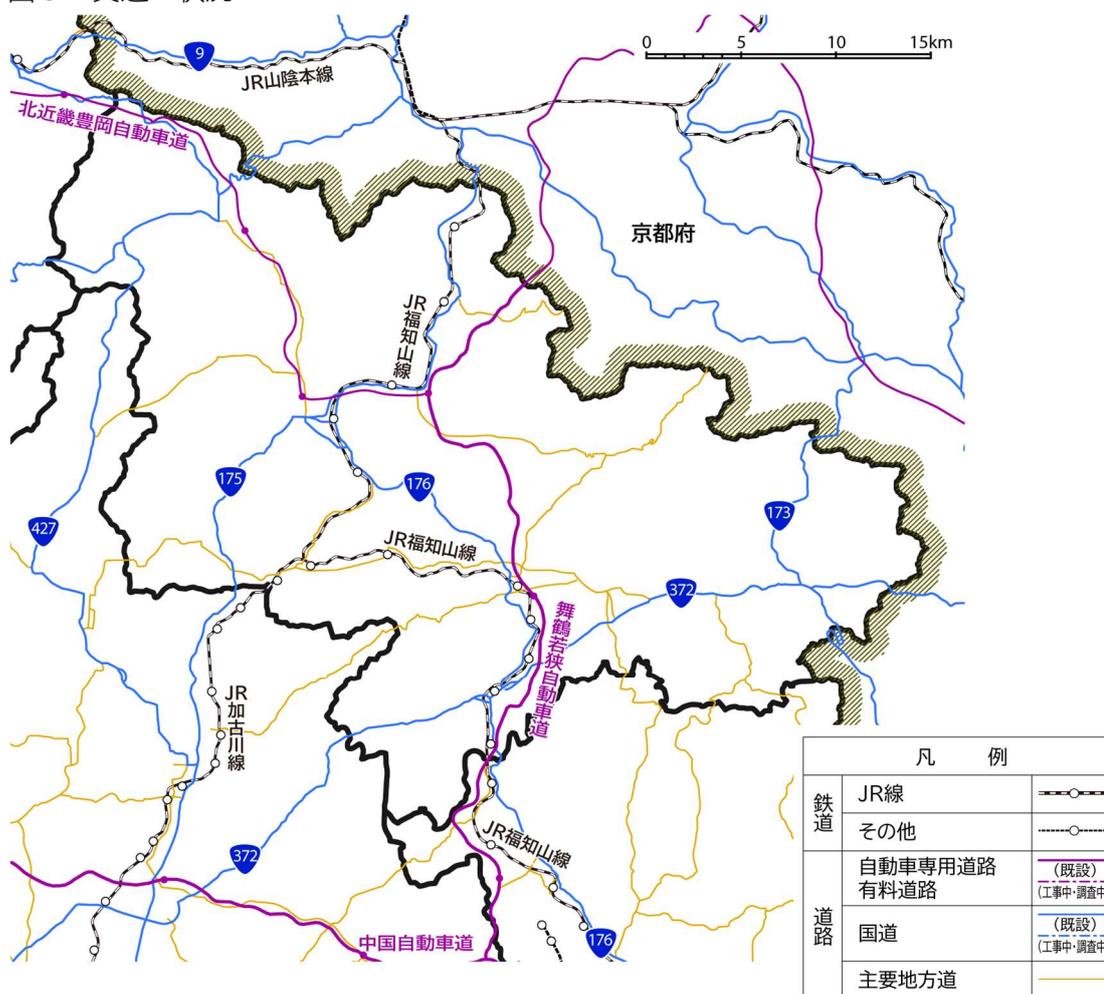
(基幹道路)

- ・ 舞鶴若狭自動車道により阪神地域及び北陸方面と結ばれており、春日インターチェンジから北近畿豊岡自動車道が但馬地域へ連絡している。
- ・ 国道175号、176号が阪神地域や播磨地域と結ぶ大動脈であり、さらに国道173号が地域東部を南北方向に、国道372号が姫路から京都府へ東西方向に連絡している。

(バス)

- ・ 但馬地域と大阪・神戸を結ぶ高速バスが青垣、氷上、春日から利用できる。
- ・ 路線バスが篠山口駅、柏原駅等を拠点に運行されており、福住から園部駅（京都府南丹市）にも連絡している。また、市町のコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーが、これと連携・分担する形で地域内の移動を担っている。

図5 交通の状況



第2 丹波地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の魅力・強み

ア 都会に近い田舎

- ・阪神大都市圏の近郊にあり、神戸、大阪から電車や車により片道1時間程度でアクセスすることができる。
- ・リモートワークの普及等を背景として田舎暮らしニーズが高まり、移住者が増加している。



丹波の山々と雲海(丹波市)

イ 自然との共生

- ・地域の約75%が森林で覆われ、地域の人々が「丹波の森」と呼び守り育ててきた里山が身近にあり、自然とのふれあいを楽しむことができる。
- ・古代から続く「氷上回廊」が多様な生物の通り道となっているほか、加古川や武庫川等の源流を有し、ホトケドジョウやバイカモなどの貴重種が生育する豊かな自然環境が保全されている。



「丹波の森」(丹波市)

ウ 歴史的なまちなみ

- ・篠山城跡周辺や福住の重要伝統的建造物群保存地区、柏原藩屋跡地周辺、黒井等の城下町、古市や佐治等の旧街道沿いの宿場町、上立杭の陶芸の里等の歴史的なまちなみが保全されている。



河原町商家群(丹波篠山市)

エ 全国に名高い特産品

- ・丹波黒大豆、丹波栗、丹波松茸、丹波の山の芋、猪肉、丹波焼等の特産品が生まれ、丹波篠山市・丹波市の地域ブランドとして全国的な知名度を得ている。



丹波黒大豆の栽培ほ場
(丹波篠山市)

オ 大丹波連携

- ・旧丹波の国として歴史的・文化的つながりの深い京都府丹波地域との「大丹波連携」により、地域の魅力や観光資源を一体的に全国に発信している。

(2) 地域の課題

ア 土地利用に関する課題

(都市機能の配置)

- ・各市の中心部のほか、旧町の中心部や幹線道路沿道等に都市機能が分散し、集積度は低い。今後、人口減少や高齢化が進む中で、自家用車による移動に制約の生じる高齢者等の生活利便性が低下するおそれや、利用者数の減少により

都市機能の維持が困難になっていく懸念があるため、各地区の特性を考慮して、既成市街地等への都市機能の計画的な誘導が求められる。

(市街地の環境)

- ・篠山城跡、福住や柏原等の歴史的なまちなみが残る市街地においては、景観の保全を図りつつ、空き家対策や防災性の向上を図る必要がある。

(開発需要への対応)

- ・丹南篠山口や氷上等のインターチェンジ周辺、国道176号の沿道等において一定の開発需要があるため、無秩序な市街地の拡大を抑制し計画的な土地利用を誘導する必要がある。

イ 人口減少・高齢化に対応した地域活力の維持

- ・増加する空き家・空き地、耕作放棄地の管理や、買物など日常生活の利便性の確保などへの対応が求められている。
- ・特に、山間部に点在する集落においては人口減少・高齢化が著しく、担い手不足等によりコミュニティの維持や集落の存続そのものが懸念される状況であり、生活環境の維持が課題となっている。

ウ 自然環境との共生

- ・農地や森林の管理放棄等を背景として、地域環境の荒廃や生物多様性の損失等が危惧されている。「丹波の森構想」に象徴される自然、生き物と共生する暮らしが将来にわたって可能となるよう、森林、里山、農地、河川・ため池などの適正な利活用・管理を促進していく必要がある。

エ 水害のリスク

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、加古川、由良川水系等の氾濫による水害のリスクが高まっていることから、流域全体で総合的な治水対策が必要である。

(3) 目指すべき都市構造

ア 現在の都市構造

全体的に山地が多いため、限られた平地のうち河川や街道沿い等に市街地が島状に分布し、広大な地域に集落が点在している。

広域的な都市機能が集積する地区はなく、各市の中心部等に都市機能が集積する地区が点在しているが、その集積度は低い。

また、国道や県道が地域内の主要な市街地を結ぶほか、瀬戸内と日本海側を連絡する交通軸の結節点として、鉄道が阪神、播磨東部方面と福知山方面、高規格道路が阪神方面と但馬、福知山方面へそれぞれ連絡している。

イ 将来の都市構造

各市の地域拠点³間において都市機能の相互補完を行うとともに、交通ネットワークを生かした京都府や阪神地域などの地域外との連携強化により、広域で都市機能の確保を図ることで、「ひょうご都市計画基本方針」に示す地域連携型

都市構造⁴の実現を目指す。

また、交流人口の増加による地域活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。

区分	要素*	方針
拠点	地域拠点	・各市の中心部等を地域拠点に位置づけ都市機能の集積を図るとともに、相互補完等も勘案し、広域で都市機能の確保を図る。
	生活拠点 ⁵	・日常的に利用する商業、医療・福祉等の生活サービス機能の確保を図る。
	産業拠点 ⁶	・既存産業団地における産業立地を促進するとともに、東播丹波連絡道路を含む高速道路網を生かした計画的な産業集積を検討する。
交通ネットワーク	広域連携軸 ⁷	・舞鶴若狭自動車道等により京都府を含む地域内外との連携を強化する。 ・東播丹波連絡道路及び北近畿豊岡自動車道の整備により、南北方向の交通ネットワークの強化を図る。 ・JR福知山線・加古川線の活用・維持を図る。
	地域内連携軸 ⁸	・鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点相互の連携を強化する。
エリア	市街地	・歴史的なまちなみや美しい田園景観を生かした魅力ある市街地の形成を図るとともに、国内外の来訪者との多様な交流の拡大を図る。 ・人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域や地区計画等の活用により良好な市街地環境の形成を図るとともに、篠山、福住、柏原等の歴史的なまちなみの保全と活用に取り組む。 ・インターチェンジ周辺や国道沿道等、開発需要が比較的高い地域においては、用途地域や特定用途制限地域の指定等により、適切な土地利用コントロールを行う。
	市街地以外	・集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。 ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）により開発行為を適正に誘導し、自然と調和した地域環境の形成を図る。 ・地域の約75%を占める多紀連山県立自然公園等の山々、加古川、武庫川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。

※生活拠点、産業拠点（市町域で完結するもの）及び地域内連携軸については、市町マスタープランにおいて必要に応じて位置付けるものとする。

図6 都市構造



(4) 都市づくりの重点テーマ

ア 「森」の保全と活用

- ・丹波地域の象徴である「森」を保全することで、美しい自然景観や生物多様性を維持するとともに、緊急防災林整備による土砂災害の防止、野生動物共生林整備による人と動物との棲み分け等を図る。
- ・丹波産木材の利用拡大に向け、公共施設の木造木質化や県産材を使用した木造住宅の普及促進を図るとともに、間伐材など未利用材のバイオマスの利用拡大に取り組む。



野生動物共生林整備(丹波市)



丹波篠山の家モデルハウス

イ 歴史的なまちなみの保全・活用と防災性向上

- ・景観法（平成16年法律第110号）や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）、重要伝統的建造物群保存地区等の制度を活用し、歴史的なまちなみの保全・活用を図る。
- ・古民家や町家等を活用し、観光による交流の拡大を促進する。
- ・延焼防止機能を有する公園やポケットパーク・緑地の整備、建築物の耐震化・不燃化に加え、避難体制の整備等ソフト対策を一体的に進めるなど、災害に強い市街地の整備を図る。



福住地区(丹波篠山市)



延焼防止機能を有する公園(丹波篠山市)

ウ 美しい農村・田園景観と農地の保全

- ・多紀連山等の山々や川、盆地等の「丹波の森」を形成する自然環境の保全を図るとともに、景観法や景観条例等を活用し、美しい農村・田園景観の保全を図る。
- ・農地の保全と適正な維持管理等を推進し、農業の健全な発展を図るとともに、雨水の貯留浸透や生物多様性の保全など多面的機能の維持を図る。



昔ながらの農村・田園風景(丹波篠山市)



農地維持活動(水路の泥上げ)(丹波市)

エ 集落の地域コミュニティ維持

- ・生活拠点や地域拠点と集落を結ぶ交通について、移動の実態やニーズ等を踏まえつつ、地域特性に応じた交通体系の構築や公共交通等の充実を図る。
- ・集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・確保を図るとともに、遠隔医療、ドローン宅配などデジタル技術も活用することで、生活の質の維持・向上を図る。
- ・空き家や農地等を活用した都市住民との交流、二地域居住や移住定住等の促進を図る。



デマンド型乗合タクシー(丹波市)



複数の空家を農家民宿にリノベーション
集落丸山(丹波篠山市)

2 区域区分の決定の有無

篠山都市計画区域及び丹波都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール

丹波黒大豆など全国に名高い特産品を生産している農林業を振興するとともに、美しい田園景観を生かしたまちづくりを推進するため、緑条例に基づく開発行為の誘導に加え、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを行う。

特に、丹南篠山口、氷上等のインターチェンジ周辺、国道176号の沿道等の一定の開発需要がある地域においては、用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の活用により、無秩序な市街地の拡大の抑制や生活環境の悪化の防止を図りつつ、地域活力の維持・向上に必要な機能の確保を図る。

イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

篠山城跡周辺や篠山口駅周辺、あるいは氷上町成松周辺から柏原駅周辺に至る市街地等の緑条例に基づく「まちの区域」においては、人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等の活用により良好な市街地環境の形成を図るとともに、篠山城跡、福住や柏原等の「歴史的な町の区域」においては、歴史的な景観を保全しつつ防災性の向上を図る。

また、既存産業団地等において産業立地を促進する。

さらに、工場における環境性能の向上等を踏まえ、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく国の準則で定められた緑地面積率等を市条例で緩和するなど、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。

(2) 都市施設に関する方針

目指すべき都市構造の実現に向け、「丹波地域ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき都市基盤施設の整備を計画的に推進するとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく計画的・効率的な老朽化対策を推進することで、都市基盤施設の安全性を確保する。

また、長期未着手となっている都市計画施設については、必要性や実現性等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行うほか、学校、公民館、病院等の施設については、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。

ア 交通施設

都市機能を相互に補完する地域拠点間の連携強化、広域的な観光交流の促進と日常生活圏における利便性の確保を図るため、周辺の自然条件や社会的条件を踏まえつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備及び公共交通の利用促進を図る。

道路については、播磨地域との連携強化及び中国自動車道、山陽自動車道、北近畿豊岡自動車道と一体となった基幹道路ネットワークによる広域的な交流を促進するため、東播丹波連絡道路の未事業化区間の早期事業化を目指す。

丹南篠山口インターチェンジ周辺や篠山城跡周辺においては、観光シーズンの交通集中を踏まえ、都市計画道路の整備や駐車場の適正配置、公共交通や自転車の利用促進等の対策を推進する。

公共交通については、鉄道と路線バス等との接続改善等により多様な利用を創出するとともに、令和3年にICカード乗車券の利用が可能となったJR福知山線のさらなる利用促進を図りながら、篠山口駅～福知山駅間の複線化を目指す。JR加古川線西脇市駅～谷川駅間は、輸送密度が低いことから、路線の維持に向けてさらなる利用促進を図る。

さらに、集落等から生活拠点や地域拠点へアクセスする路線バスの維持を図るとともに、コミュニティバスの運営やデマンド交通⁹の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保を図る。あわせて、持続可能な交通体系の構築を目指し、定時定路線の交通における自動運転車の導入等を検討する。

イ 公園・緑地

生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、多紀連山等の豊かな自然を保全し、自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラ¹⁰を形成する。

丹波の森づくりの中心拠点である丹波並木道中央公園、丹波の森公園等は、適正に維持管理するとともに、利用を促進する。

また、既存の公園・緑地を生かしつつ、河川や史跡と一体となった身近な緑を保全するとともに、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図る。

ウ 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、河川敷や川の水面を利用した「かわまちづくり」の取組を通じて、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。

また、洪水等による浸水被害に対して住民の安全を確保するため、河川整備を計画的に推進するとともに、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。

さらに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進する。

あわせて、市街地における雨水対策を推進する。

エ その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

(3) 市街地整備に関する方針

篠山や柏原の城下町等の歴史的まちなみを有する市街地や福住等の宿場町においては、古民家や町家の空き家等を活用し、観光による交流の拡大を促進するとともに、ポケットパークの整備や建築物の耐震化・不燃化に加え、避難体制の整備等のソフト対策を一体的に進めるなど地区の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強い市街地の整備を図る。

JR柏原駅周辺においては、県立柏原病院や柏原赤十字病院の跡地の利活用を進めるとともに、駅南の県有地を含む丹波の森公苑周辺や城下町地区においても計画的な市街地の形成に向けた取組を促進する。

そのほか、高齢者、障害者等を含む全ての人が社会活動へ参画できる環境を整備するため、道路や施設等のバリアフリー化を促進する。

(4) 防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靱化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進する。

さらに、周辺地域との相互連携やより広域での応援協定等により復旧・復興力（レジリエンス）を高めておくなど、災害に強い都市づくりを進める。

また、「防災・減災」の取組に並行して、実際に被災した場合に、早期かつ的確に復興まちづくりに取り組めるよう「復興事前準備」の取組を進める。

ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、丹波広域防災拠点（丹波の森公苑・丹波県民局内）を核として、地域防災拠点等との連携を図る。

さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。

また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。

イ 都市の耐震化・不燃化等

地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。

特に、防災上重要な公共建築物、緊急輸送道路沿道の建築物、災害時要援護者利用施設（老人ホーム等）などの耐震化・不燃化を図るとともに、密集市街地に

おける建物の不燃化や延焼防止対策を一層推進する。

また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進するほか、ハザードマップ等により浸水のおそれがあるとされている区域においては、地区計画等を活用し、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所への設置など建築物の浸水対策を促進する。

ウ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

(ア) 総合的な治水対策

平成30年7月豪雨や令和5年台風7号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策として河川改修や既存ダムの有効活用等を重点的に推進する。

また、流域治水関連法¹¹や総合治水条例に基づき、加古川や竹田川等の流域において、河川や下水道の整備による浸水対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源涵養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。

(イ) 土砂災害等の防止

山麓部における崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域等の災害レッドゾーン¹²や土砂災害警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、災害レッドゾーンについては立地適正化計画の居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適切な運用を図るとともに、太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）等に基づき、防災上の措置を適切に講じる。

そのほか、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（簡易流木止め施設の設置や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

(ア) 住宅・建築物の脱炭素化

既に都市機能が集積する地域拠点での新たな開発や大規模施設の更新・改修などの機会を捉え、先進技術の導入による建築物のエネルギー利用の効率化を推進する。

また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等のエネルギー効率の優れた建築物の普及、住宅・建築物の木質化や省エネ改修を促進する。

(イ) 交通の脱炭素化

公共交通の維持・利便性向上や自転車通行空間の整備、集落維持の取組と連携したグリーンスローモビリティ¹³の導入等により、過度な自家用車への依存から公共交通や自転車等への転換を促進するとともに、電気や水素等の新エネルギーを活用した交通手段の導入を推進する。

イ グリーンインフラの活用

(ア) 市街地を取り巻く緑の保全・創出

篠山川や加古川などの河川やため池など水辺空間の保全を図り、市街地周辺の森林や市街地内の公園・緑地、緑化空間などと有機的につなげることで、景観、環境、防災・減災、生物多様性など多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実する。

また、緑地の質・量両面での確保に向けて、公園・緑地に加え、歴史・文化資源等と一体となった緑の保全、公共空間における緑化の推進など、多様な緑を保全・創出する。

あわせて、グリーンインフラとして広域から地域レベルに至る多様な自然環境のネットワークを形成し、自然の力を生かした安全・安心・快適なまちづくりを推進する。

(イ) 農地の保全・活用

地域の大半を占める自然・田園環境について、農地や自然環境を保全する制度とともに、緑条例に基づく土地利用計画を基に、必要に応じて特定用途制限地域等を活用するなど無秩序な市街化を抑制し、「農」¹⁴との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。

あわせて、「農」とのふれあい空間を確保するため、市民農園や農家レストラン、農産物直売所の開設等を促進する。

(ウ) 森林の保全、森林資源の活用

「丹波の森」として守り育てられてきた森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性、癒しや休養、木材等の林産物供給などの多面的機能を有している。こうした豊かな自然環境を保全するため、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により森林の保全を図る。また、林業振興のほか、集落近くでの野生動物共生林整備や、多様な担い手による森づくり活動の推進により、人と野生動物との棲み分けを図るとともに、里山の整備・活用を推進する。

あわせて、森林保全に貢献する都市づくりとして、木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における県産木材の利用促進等、都市における森林資源の活用を推進する。

(6) 景観形成に関する方針

魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとで連携した景

観形成の取組を進める。

多紀連山等の山々、篠山川や竹田川、それらに囲まれた盆地等の「丹波の森」を形成する自然景観の保全を図るとともに、景観法や景観条例等の活用により、美しい田園景観の保全・形成を図る。さらに、地区の特性に応じ、重要伝統的建造物群保存地区等の文化財施策等を活用し、篠山城跡周辺や柏原等の城下町、福住等の宿場町、上立杭の陶芸の里等の歴史的まちなみの保全・活用を図る。

その他の地域においても、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）や屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による屋外広告物の規制、緑条例による緑地の保全・創出等により丹波地域にふさわしい景観を誘導する。その際、主要な駅やインターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。

あわせて、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等や地域資源については、景観形成重要建造物等の指定や景観遺産の登録により、景観資源として保全・活用を図る。

さらに、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進、太陽光条例の適切な運用等により、周辺環境と調和した丹波地域らしい景観を創出する。

（7）地域の活性化に関する方針

豊かな自然と美しい田園景観等の地域資源を生かした観光農園、クラインガルテン、直売所等の農林業体験施設の整備、廃校となった校舎等の公共施設や古民家などの空き家の活用、情報通信基盤の確保等により、都市住民との交流、二地域居住や移住定住、テレワークやワーケーション等の新たな働き方に対応したオフィスの提供や企業誘致の促進を図るとともに、大学との連携による地域の活性化を推進する。

古民家や町家などの空き家については、空家等活用促進特別区域の指定等により、地域コミュニティや民間事業者等が主体となった利活用やリノベーション等を進める。

あわせて、日本遺産の構成文化財である篠山城下町地区や福住地区等の地域資源等を生かした誘客や多彩な歴史・文化を生かしたサイクルツーリズムを促進する。

また、丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム構想の展開、京都府丹波地域との大丹波連携による丹波ブランドの発信等の観光交流の促進に取り組むとともに、観光地においては、多言語対応の案内表示やWi-Fiアクセス環境の整備等のインバウンド（訪日旅行）受入れ基盤の整備を促進する。

さらに、集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・維持を図るとともに、遠隔医療、ドローン宅配などデジタル技術も徹底活用することで、生活の質の維持・向上を図る。

4 主要な都市施設の整備目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設は次のとおりである。

(1) 交通施設

ア 自動車専用道路

路線名	事業場所	概要
東播丹波連絡道路	西脇市～丹波市	新設（計画の具体化） L=約17km

イ 幹線街路

路線名	事業場所	概要
(国) 429号〔榎峠バイパス〕	丹波市青垣町中佐治	バイパス L=約2.4km
(国) 175号〔東勅使〕	丹波市市島町東勅使	現道拡幅 L=約1.5km
(主) 篠山山南線 〔黒田バイパス〕	丹波篠山市黒田	バイパス L=約0.5km
(国) 175号〔朝日〕	丹波市春日町朝日	バイパス L=約1.2km
(国) 372号〔飛曾山峠〕	丹波篠山市辻	バイパス L=約0.3km

(2) 河川

名称	箇所	概要
(一) 東条川	丹波篠山市	河川改修 L=約1.9km
(一) 篠山川	丹波篠山市	河川改修 L=約4.9km
(一) 竹田川	丹波市	河川改修
(一) 黒井川	丹波市	河川改修 L=約0.9km
(二) 波賀野川	丹波篠山市	河川改修 L=約0.4km

参考) 現況図表

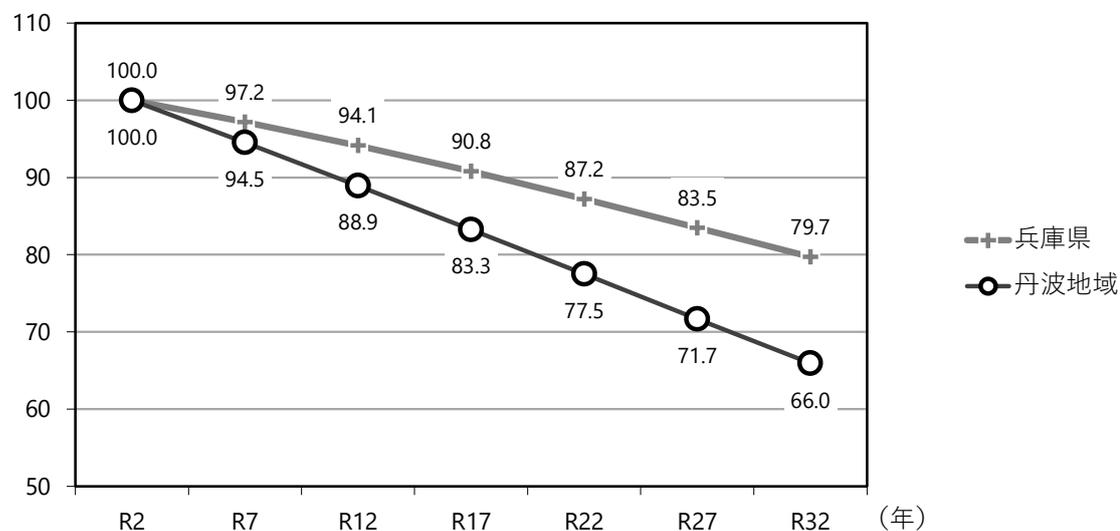
表2 市別人口の推移と将来見通し

単位：万人

市名等	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 12年	令和 22年	令和 32年
兵庫県	540.5	555.1	558.8	546.5	514.5	476.7	435.8
丹波地域	11.5	11.9	11.1	10.1	9.0	7.8	6.7
丹波篠山市	4.2	4.6	4.3	4.0	3.5	3.1	2.6
丹波市	7.4	7.3	6.8	6.1	5.5	4.7	4.0

資料：国勢調査（令和2年以前）、
 国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年以降）

図7 人口の将来見通し（令和2年を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年以前）、
 国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

表3 市別65歳以上人口比率の推移と将来見通し

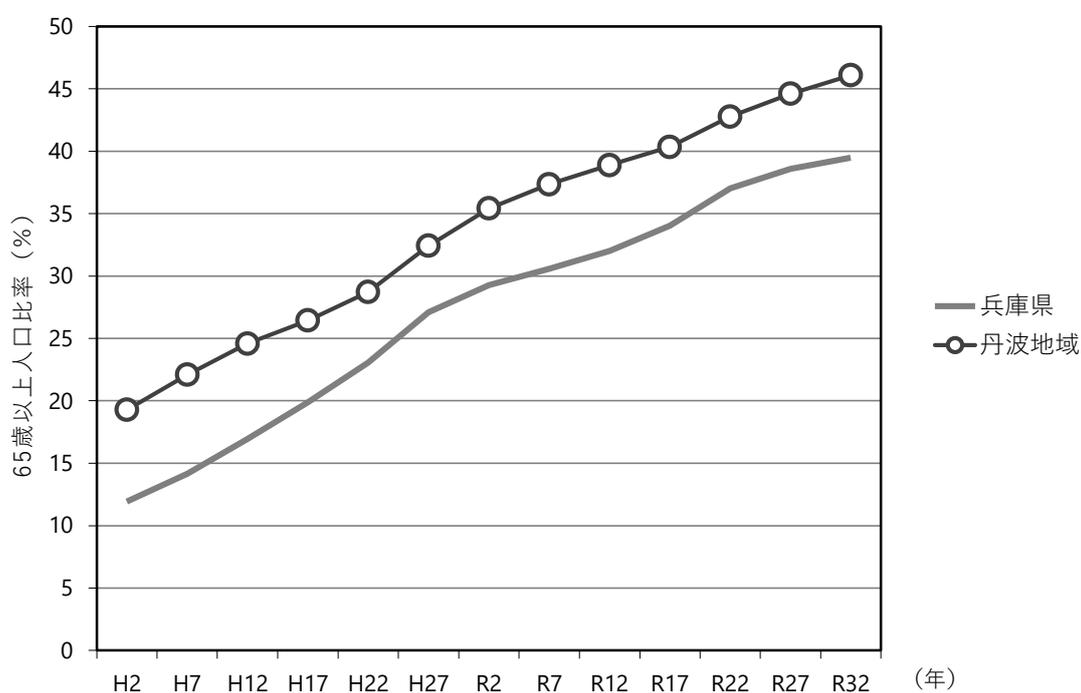
単位：%

市名等	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 12年	令和 22年	令和 32年
兵庫県	11.9	16.9	23.1	29.3	32.0	37.0	39.5
丹波地域	19.3	24.6	28.7	35.4	38.9	42.8	46.1
丹波篠山市	19.8	24.4	28.6	35.8	39.7	43.9	47.3
丹波市	19.0	24.7	28.8	35.2	38.4	42.1	45.3

資料：国勢調査（令和2年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年以降）

図8 65歳以上人口比率の推移と将来見通し



資料：国勢調査（令和2年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

表4 市別世帯数の推移と将来見通し

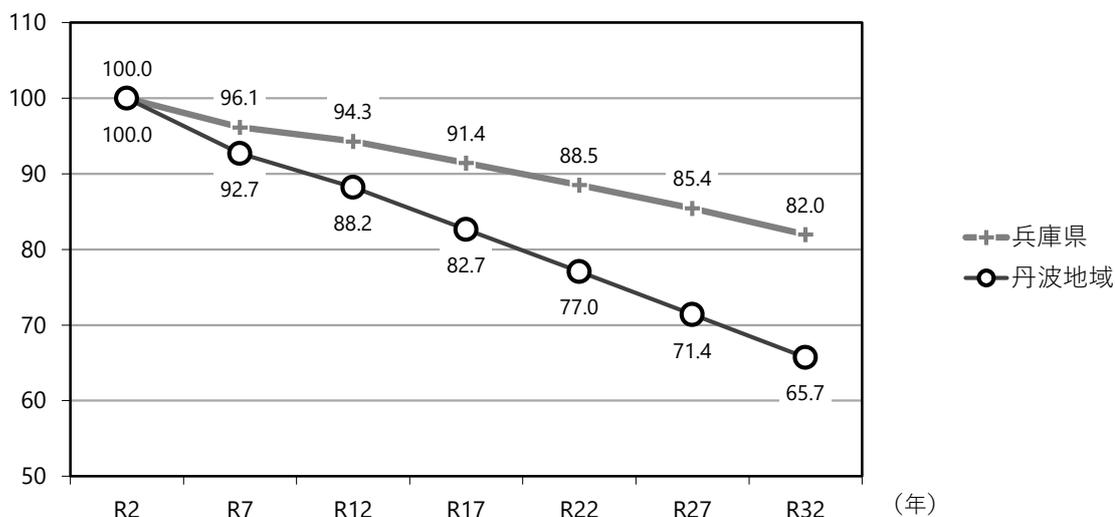
単位：万世帯

市名等	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 12年	令和 22年	令和 32年
兵庫県	179.2	204.1	225.5	240.2	226.5	212.7	196.9
丹波地域	3.2	3.6	3.8	3.9	3.4	3.0	2.5
丹波篠山市	1.2	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1
丹波市	2.0	2.2	2.2	2.3	2.0	1.7	1.5

資料：国勢調査（令和2年以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和12年以降）

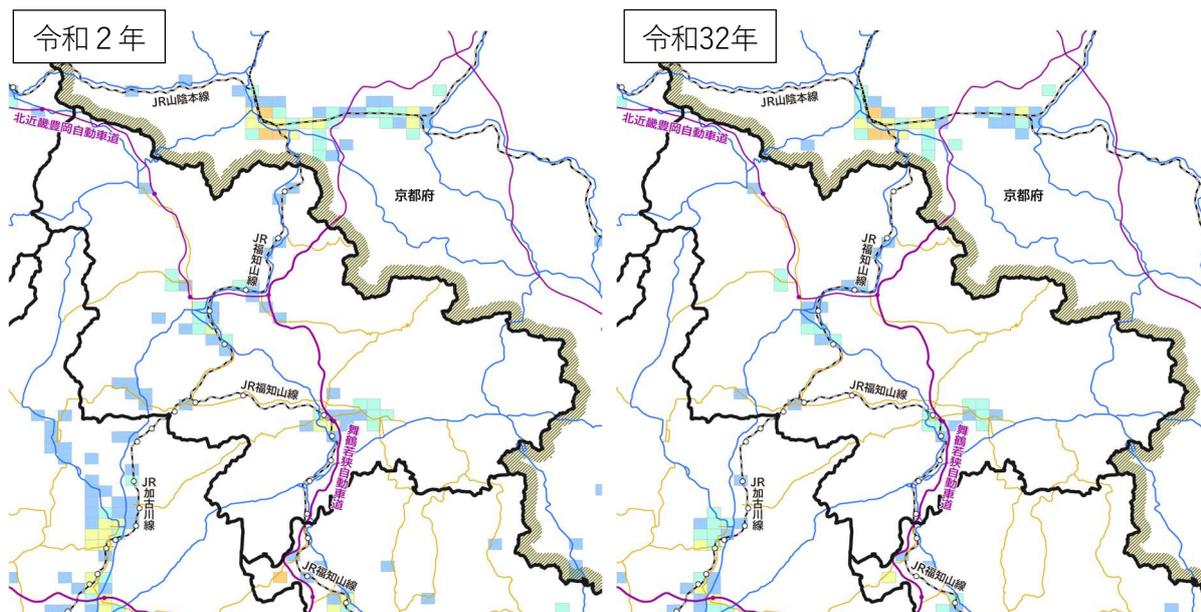
図9 世帯数の将来見通し（令和2年を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和7年以降）

図10 丹波地域の人口分布の現況と将来予測



凡 例	
人口密度	60人/ha以上
	40～60人/ha
	20～40人/ha
	10～20人/ha
	5～10人/ha
	5人/ha未満

資料：国勢調査（令和2年）
 国土交通省推計（令和32年）
 （国土数値情報1kmメッシュ別将来推計人口データ（H30推計））

表5 就業人口の産業別構成比の推移 単位：%

市名等	平成22年			平成27年			令和2年		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
兵庫県	2.0	24.7	67.5	2.0	25.0	69.0	1.8	24.1	70.6
丹波地域	9.2	32.5	55.9	9.3	31.5	57.1	8.7	30.8	57.6
丹波篠山市	12.1	26.2	56.5	11.5	25.6	58.4	10.9	26.4	59.0
丹波市	7.4	36.6	55.5	7.9	35.3	56.2	7.4	33.6	56.7

資料：国勢調査

注：分類不能の産業があるため、合計は100にならない。

表6 農業産出額の推移 単位：億円

市名等	平成18年	平成27年	令和3年
兵庫県	1,462	1,588	1,470
丹波地域	134	133	165
丹波篠山市	59	51	49
丹波市	75	82	116

資料：生産農業所得統計（平成18年）、農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果（平成27年、令和3年）

表7 製造品出荷額の推移

単位：億円

市名等	平成22年	平成23年	平成27年	令和2年
兵庫県	141,838	143,574	154,457	162,633
丹波地域	4,373	4,685	4,653	5,464
丹波篠山市	2,488	2,595	2,401	2,994
丹波市	1,885	2,090	2,252	2,470

資料：工業統計調査（平成22年）、経済センサス-活動調査（平成23年以降）

表8 商品販売額の推移

単位：億円

市名等	平成23年	平成27年	令和2年
兵庫県	125,605	143,794	140,595
丹波地域	1,258	1,727	1,682
丹波篠山市	547	556	677
丹波市	711	1,170	1,005

資料：経済センサス-活動調査

表9 15歳以上の通勤・通学（流出移動）

単位：%

市名	市内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
丹波篠山市	72.9	三田市	6.7	丹波市	5.0	大阪市	2.8
丹波市	81.0	福知山市	4.8	丹波篠山市	3.8	西脇市	1.8

資料：令和2年国勢調査

表10 休日における自由目的（流出移動）

単位：%

市名	市内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
丹波篠山市	62.6	三田市	8.4	丹波市	6.5	神戸市	3.8
丹波市	71.0	丹波篠山市	6.7	福知山市	5.8	三田市	4.3

資料：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度実施）

参考) 広域都市構造図



用語解説

1 ひょうご都市計画基本方針

「ひょうごビジョン2050」及び「まちづくり基本方針」に即し、広域的な視点から県全体の都市づくりの考え方や方向性を示す方針であり、都市計画区域マスタープランの基本となる。令和7年〇月に策定。

2 可住地面積

地域の総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した面積。

3 地域拠点

市町内に加え近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が集積している主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地で、広域拠点や他の地域拠点と連携しつつ、都市的サービスを効果的・効率的に提供する拠点。

4 地域連携型都市構造

医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをはじめ、教育、交流、工業生産、物流等の都市機能、さらに農地や森林における食料供給や水源涵養といった機能を大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造。

5 生活拠点

日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している地区で、地域拠点を補完する拠点。

6 産業拠点

工場や物流倉庫等の施設が集積している又は整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点。

7 広域連携軸

広域拠点や地域拠点を連絡する、広域的な人の移動や物流を支える公共交通及び基幹道路等による交通ネットワーク。

8 地域内連携軸

地域拠点と生活拠点を連絡する、地域内の移動を支える公共交通及び県道等による交通ネットワーク。

9 デマンド交通

事前予約により運行する輸送サービスで、道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられる。路線バスとタクシーの中間的な性格を有し、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

10 グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

11 流域治水関連法

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図ることを目的とした「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年5月10日公布、同年11月1日全面施行）。

12 災害レッドゾーン

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）及び浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）を指す。

13 グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス及びその車両の総称。公共交通が不足する地域の移動課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。

14 「農」

農林水産業の営み、その営みを通じた生物多様性などの環境保全や洪水防止、水源涵養等の多面的機能により県民の「いのち」と「くらし」を支えるもの。さらには、人々の生活の場である農山漁村とそこに育まれた伝統・文化、豊かで美しい景観など、広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。